



赤い羽根福祉基金「社会課題テーマ」助成

外国にルーツがある人々への支援活動応援助成

第7回 応募要項

1. 趣 旨

近年の物価高騰や地域のつながりの希薄化などの様々な要因によって、経済的に困窮する人や社会的に孤立する人が増加、固定化しつつあり大きな社会課題となっています。こうした課題は外国にルーツのある人々により顕著にあらわれ支援が必要であると考えます。

また、日本で暮らす外国ルーツの人たちは年々増加しており、国籍や文化、生活習慣の違いを超えて外国ルーツの人たちが日本で安心して暮らせる環境を整え、外国ルーツの人たちと日本人同士がお互いを尊重し共に生きる社会づくりが今後ますます重要になると考えます。

そこで、生活困窮や社会的孤立状態等、国内に在住し、さまざまな困難な状況にある外国ルーツの人々を支援する活動を、資金面から応援することを目的として本助成事業を実施します。

なお、本助成事業は、赤い羽根福祉基金「社会課題テーマ助成」のプログラムとして実施するものです。

2. 助成金額・規模

○助成総額は「4. 助成プログラム」にある4つのプログラムの合計で約4,300万円を予定しています。

○1活動（事業）あたりの助成上限額は下記のとおりです。

- | | |
|----------------------|-------|
| ① 生活等支援プログラム | 300万円 |
| ② 共生促進プログラム | 100万円 |
| ③ 中間支援・ネットワーク支援プログラム | 200万円 |
| ④ 調査研究プログラム | 200万円 |

3. 助成プログラム

①生活等支援プログラム

生活困窮や社会的孤立などの困難な状況にある外国にルーツがある人々を支援する活動

【主な支援活動の例】

- ・困窮する外国にルーツがある人々への生活相談
- ・働く先を失った外国にルーツがある人への就労支援
- ・外国にルーツがある人々をとりまく労働環境を支え改善するための活動
- ・外国にルーツがある子どもへの学習支援や学習環境の整備
- ・外国にルーツがある人々への医療ニーズ等への支援

- ・生活に必要な情報などの翻訳、通訳の支援
 - ・外国にルーツがある人への居場所提供など孤立を防ぐ活動
 - ・外国にルーツがある介護を必要とする高齢者や認知症高齢者とその家族を支えるための支援
 - ・困窮状態にある外国にルーツがある家庭への食糧や日用品配布を通じた支援
- ※ただし配布を主な目的とした活動は対象になりません。相談支援や学習支援など他の支援活動と組み合わせた活動は対象になります。

②共生促進プログラム

外国にルーツがある人々の孤立を防ぎ、地域で安心して暮らす、また地域を担う一員となる多文化共生社会を実現するための活動

【主な支援活動の例】

- ・様々な国出身の外国にルーツがある人々を含む地域住民の交流や相互理解を促進する活動
- ・地域の団体（社会福祉協議会、自治会、PTA等）や民間企業などが連携し外国にルーツがある人々を含む地域共生を促進する活動

③中間支援・ネットワーク支援

外国にルーツがある人々を支援する団体の支援力向上やつながりをつくる活動、地域の関係機関間における連携体制の整備・強化を図る取り組み

【主な支援活動の例】

- ・外国にルーツがある人々を支援する団体のネットワーキング活動（全国または地域）
- ・外国にルーツがある人々への支援手法の共有や学び合いの場づくり（例：学習支援手法、出身国別の支援方法、コミュニティ形成手法など）
- ・外国にルーツがある人々を支援する人材育成や育成ツール開発事業

【これまでの主な採択事業】

- ・在住外国人向け専門家相談及び地域支援者へのサポート事業
（全国／特定非営利活動法人国際活動市民中心）
- ・外国人支援ネットワーク構築と支援団体の育成事業
（松山市／特定非営利活動法人 Community Life）
- ・尾張北部、市町を超えた外国人・子ども支援団体のネットワークの拡大と強化
（犬山市／特定非営利活動法人シェイクハンズ）
- ・外国にルーツがある人を支援するボランティア、支援員の人材育成 ～新宿地域を中心とする外国人高齢者支援者ネットワークづくり～
（新宿区／在日韓国人福祉会）

④調査研究プログラム

国内に在住する外国ルーツの人々が抱えている、または直面している問題の明確化や課題解決の提言など、支援活動の発展に寄与する調査研究

※調査研究を実施する体制に大学の研究者などの学識経験者を含めること、また調査研究に際しては研究倫理委員会または同等の機関による承認を得ることを条件といたしま

す。なお研究倫理委員会等についてご質問等ありましたら、ご相談ください。

【主な調査研究の例】

- ・外国にルーツがある人々やコミュニティ、地域が抱える課題やニーズの調査・研究
- ・外国にルーツがある人々を支援する団体が抱える課題や各団体が実践している支援手法の定量的または定性的な調査・研究

【これまでの主な採択事業】

- ・人身取引被害を受ける JFC (Japanese-Filipino children) の実態調査事業
(特定非営利活動法人 JFC ネットワーク)
- ・杉並区内の多文化共生社会づくりのための調査研究事業
(特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパン)

＜応募にあたっての留意点＞

- 1つの応募事業に助成プログラム①～④の要素が複数含まれる場合は、最も柱となる活動のプログラムで応募してください。(例えば、生活支援とニーズを調査する活動で生活支援が柱となる事業であれば助成プログラム①として応募してください。)
- 助成プログラム①～④の複数応募は可能です。その場合、助成プログラム1件につき1応募とし、2つ以上のプログラムに応募する場合は、各助成プログラムの応募フォームより応募してください。複数応募の場合、当該団体のすべての応募事業を鑑みて審査を行います。
- 助成プログラム①～④のいずれも、外国ルーツの人々を支援する団体や地域の福祉活動を行う団体などとの他機関連携・協働により展開する活動を対象といたします。他機関連携・協働の例を「8. 審査及び助成決定」に記載していますので参考にしてください。
- 本助成による活動をすることが、「外国ルーツの人々と日本人がお互いを尊重し共に生きる社会づくり」を目指すために望まれる地域の姿や、国内の外国ルーツの人々がどのように環境を良くしていきたいのかを共に考える契機になることを期待しています。そこで、応募団体が描く外国ルーツの人々をめぐり望まれる地域の姿や国内の環境と、その実現に向けて応募事業がどのような位置付けであり役割を果たすのかについて、応募書①に記載してください。(応募書①「活動(事業)に取り組む背景」「活動(事業)の目的と解決したい課題」にそれぞれ記載してください。)

4. 助成対象団体

- 国内に拠点があり、生活困窮などのさまざまな困難の状況にある外国にルーツがある人々を支援する活動を展開する非営利団体を対象とします。
- 助成プログラム④は、非営利団体が実施する外国にルーツがある人々を支援する活動を助成対象とします。研究者個人や研究者が所属する研究機関の実施する活動は助成対象となりません。
- 法人格の有無は問いませんが、応募時点で1年以上団体としての活動(事業)実績があり、以下の①～⑥の書類を提出できることを要件とします。なお、これまでの活動(事業)実績は、外国にルーツがある人々に対する支援活動以外の活動(事業)を含めて差し支えありません。

①団体の定款・規約等

②直近の事業報告書および決算書

③直近の事業計画書および予算書

④役員名簿

⑤実施した活動または予定する活動がわかる既存の資料（チラシ、HP の告知記事など）

⑥団体名義の助成金振込先口座の通帳画像

○本会実施の他の助成を受けている団体であっても、当該助成事業と活動（事業）期間が重複しない場合、又は当該助成事業と異なる内容の活動（事業）である場合は応募することができます。

○次に該当する団体は応募することができません。

特定の宗教や政治思想を広めることを目的とする団体、反社会的勢力および反社会的勢力と密接な関わりがある団体である場合

※反社会的勢力に該当する団体とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力が助成対象事業の運営等に関与していると認められる団体をいいます。

5. 助成対象活動（事業）期間

2026年10月～2027年9月

6. 助成対象経費

助成プログラム①～④の活動に必要な経費（事業にかかる人件費、事務所賃借料、備品購入費等も含む）を対象とします。また、助成対象期間終了後の活動展開に向けた活動基盤整備に関わる費用も対象とします。

●主たる支援対象者が、国内に在住し生活困窮などのさまざまな困難の状況にある外国にルーツがある人々であれば、他の困難の状況にある人々が支援対象に含まれても差し支えありません。

●人件費を支出する場合は、雇用契約があることを原則とします。また人件費や謝金を支出する場合は、人件費・謝金の算定基準を記載した契約書や団体の規程の写し、および人件費・謝金対象者の活動日・時間・活動内容がわかる日報を、完了報告時に提出いただきます。またボランティアに係る支出は実費弁償のみ（交通費（概算ではなく実費精算）など）とし、ボランティアの人件費・謝金は助成対象外といたします。

●以下の項目は助成対象外とします。また、審査の際、以下の項目にあたると応募書から判断された場合は対象外となる場合があります。

○公的支援制度となっている事業であり、公的な財源の充当が見込まれるもの

○他の団体からの助成による財源の充当が見込まれるもの

ただし経費の明確な区分が行われることを条件に、公的な補助や他の団体の助成を受けていても助成対象とする場合もあります

○当該経費の妥当性が応募趣旨にあわないもの、または応募書から当該経費の必要性が読み取れないもの

○費用の積算内訳が読み取れないもの

○応募事業に関わるもの以外の団体の活動費用や管理的経費と思われるもの

○団体および団体役員が所有する拠点、物、設備などの賃借料

- 団体役員が代表である企業等へ委託・発注したものの費用
- 助成対象期間（2026 年 10 月～2027 年 9 月）外の活動に関する経費（当該期間内の経費であれば助成決定時より遡って助成充当が可能です）
- 活動の大部分を外部委託する場合の業務委託費
- ボランティア活動保険料（行事用保険は対象です）
- 助成決定した助成対象経費の費目以外の支出は認めません。応募時点で助成事業実施に必要な費目を検討、記載してください。

7. 助成応募方法

応募締切日までに、下記サイト経由で web 応募フォームにアクセスし、必要事項を記入の上、web 応募フォームから以下の A～J の書類をアップロードして送信してください。（郵送による応募は受け付けません）

■応募締切日 2026 年 8 月 13 日（木）必着

■応募書のダウンロードおよび web 応募フォーム「e 応募」へのアクセス URL
<https://www.akaihane.or.jp/subsidies/sub-kikin/49192/>

■はじめて「e 応募」から応募する場合は事前の団体登録が必要です。下記 URL より「e 応募」へアクセスし、「新規登録はこちら」より登録してください。団体登録には、下記の書類をアップロードしていただきます。登録に不備がある場合、応募締切日の当日は対応が出来かねる場合がございますので登録は早めに済ませてください。

・「e 応募」団体登録・ログイン画面 <https://hanett.akaihane.or.jp/josei/login>

✓ 団体登録に必要な提出書類

必ず各ファイル名を「A～B」で始まる名前にしてください

A	団体の定款、会則、規約のいずれか（Word、Excel、PDF）
B	団体の役員名簿（Word、Excel、PDF）

■団体登録後、応募画面にて以下の書類を「e 応募」にアップロードしてください。

✓ 本助成応募に必要な提出書類

必ず各ファイル名を「C～J」で始まる名前にしてください。

C	応募書①（Word）※PDF の提出不可
D	応募書②（Excel）※PDF の提出不可
E	直近の事業報告書（Word、Excel、PDF）
F	直近の決算書（Word、Excel、PDF）

G	直近の事業計画書（Word、Excel、PDF）
H	直近の予算書（Word、Excel、PDF）
I	実施した活動または予定する活動がわかる既存の資料（チラシ、HP など）
J	通帳画像 助成金振込口座の通帳 2 頁目にある金融機関名、支店名、口座番号、口座名義（カナ）がわかる部分の画像（JPEG、PNG、GIF）

※概ね 30 分間、入力画面を開いたままにするとタイムアウトにより登録できなくなります。入力画面の最下段の「一時保存」をご利用ください。

※「e 応募」でアップロードできるファイルの容量は 1 ファイルあたり 5MB までです。

8. 審査及び助成決定

○本会が設置する「審査委員会」により、「応募書および添付資料」から以下の審査基準に基づく審査の上、助成先を決定します。特に③・④・⑤・⑥について、必ず応募書に記載してください。

審査基準

- ①応募団体のこれまでの活動実績
- ②応募書の記載内容（活動・予算）が本助成の趣旨に照らして適切か
- ③外国にルーツがある人々のニーズを的確にとらえた活動であるか
- ④確実に効果的に外国にルーツがある人々に支援が届く活動であるか
- ⑤現状の活動から新たなニーズをとらえ新たな視点や活動方法等を含む取り組みであるか
- ⑥課題の解決に向けて他団体・関係機関の連携や協働により展開されているか
- ⑦地域や他の団体・組織、受益者等に対して広く開かれた活動であるか
- ⑧事業・活動の経費積算が妥当であるか

○昨年度と同様の事業内容で応募することは可能ですが、審査基準⑤に記載の「現状の活動から新たなニーズをとらえ新たな視点や活動方法等を含む取り組みであること」が読み取れない事業については、審査の際の評価が低くなります。

○審査基準⑥に記載の「本助成における他機関連携・協働の例」は下記を参考にしてください。そのうえで応募書①にどのような連携・協働があるのか、または実施するのかわかるように記載してください。

- フォーマル・インフォーマルに関わらず、自団体の支援活動についての課題や困りごと、地域のニーズなどについて、他団体・関係機関と共有や相談できる関係があること、または新たに関係をつくること
- 報告会や勉強会を開き他団体・関係機関を呼び事例や課題などを報告・共有すること、または他団体・関係機関からアドバイスをもらうこと
- 他団体・関係機関と応募事業そのものや応募事業で実施予定の活動（例：報告会、勉強会、相談会等）について目的や企画をともに考えること、さらにはともに実施すること

- 地域の団体や関係機関とネットワークをつくること、または今あるネットワークを活性化すること
- 支援活動にあたり地域の適切な団体や機関へつなぐこと、またともに相談者をフォローすること

○審査にあたり、必要に応じ本会でヒアリングを行い、詳細を直接お聞きすることがあります。なお、助成先として決定した場合であっても、助成金額を応募額より減額して決定する場合があります。

○助成決定先は 11 月上旬に本会ホームページで公表するとともに、応募団体全てに審査結果を郵送で通知します。

9. 助成金の送金について

助成決定後、原則として、応募時に登録された金融機関の口座に助成決定額の 2/3 の金額を送金します（11 月中旬～下旬を予定）。事業完了後 1 か月以内に本会指定の様式により完了報告書を提出いただき、確認のうえ、最終精算送金を行います。

なお、助成金の精算時に必要な証憑書類等の確認ができず、助成金対象経費として認められる費用が助成決定額に満たない場合は、最終精算送金額の減額や、助成決定後に送金済の助成金の一部またはすべての返還を求めることがあります。

10. 助成決定後について

(1) 成果の発信

本助成は、個人・企業から「赤い羽根福祉基金」へお寄せいただいた寄付金によって行われるもので、本会は寄付者に助成事業の進捗状況や結果を随時報告することが求められます。

そのため、助成決定後は、①助成決定時において、本助成に採択されたこと、②本助成による活動が終了した際に助成金による取組み状況や成果、の 2 点を団体ホームページ（Facebook や Instagram などの SNS は対象外）により必ず発信してください。団体アカウントがある場合は合わせて SNS から発信してください。

また、助成事業に伴い作成する印刷物や看板、備品等には、本助成により作成されたものであることを表示（助成明示）してください。これらの発信や表示が確認できない場合、助成決定を取り消す場合があります。

なお、本助成は都道府県共同募金会が実施する「赤い羽根共同募金」による助成ではありませんので、誤記のないようご注意ください。

※ 助成明示の名称・・・「中央共同募金会 外国にルーツがある人々への支援活動応援助成」または「中央共同募金会 助成」「#中央共同募金会助成」「#外国にルーツがある人々への支援活動応援助成」など

(2) 事業報告、決算報告書の提出

助成事業終了後、本会が定める期限までに事業報告、収支報告を提出してください。報告様式、及び証憑等の提出方法については別途ご案内します。

12. 都道府県共同募金会への情報提供について

共同募金会では、各都道府県でも地域福祉活動に関する助成を実施しています。本助成

に応募いただいた内容について、各都道府県共同募金会と共有させていただく場合があること、また各都道府県共同募金会から助成金等の連絡を受ける場合があることをご了承ください。

【問い合わせ先】

社会福祉法人中央共同募金会 基金事業部

外国にルーツがある人々への支援活動応援助成担当

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル5階

E-mail kikin-for@c.akaihane.or.jp

電話 03-3581-3846 Fax03-3581-5755